

∞ 法定講習は必ず受講してください ∞

当協会は、長野県公安委員会・長野県警察本部の委託を受け、6月から12月の間に県内各地で60数回の安全運転管理者等法定講習会を開催するとともに、講習に伴う事務手続きを行っております。

安全運転管理者、副安全運転管理者の皆様におかれましては、年に1回、法定講習を受講していただくこととなりますが、下記①②③の優先順位により、年内の講習会において必ず受講していただきますようお願いいたします。

※ 自動車の使用者は、安全運転管理者等に法定講習を受けさせる義務があります。(道路交通法第74条の3第9項)

① 原則、講習通知書に記載の日時、場所において受講してください。

長野県公安委員会名の講習通知書が届きますので、記載の日時・場所で受講してください。

※ 通知書等の送付など、受講連絡は当協会の各支部が担当しています。

② ①で都合がつかなければ、管轄支部の講習が年に複数回ある場合は別の日時・場所で、管轄支部の講習が年1回の場合は隣接する支部の講習のうち都合のつく日時・場所で受講してください。

※ 講習会の年間計画は当協会のホームページ等で確認してください。

③ ②でも都合がつかない場合は、6月中旬から12月中旬の間に県内各地で60数回の講習会を開催していますので、都合のつくいずれかの月日・場所で受講してください。

※ ②、③で受講する場合は、必ず事前に管轄支部まで連絡してください。

【注意!!】

補充(追加)講習は必ず開催されるものではありません。

開催しても県内1、2カ所であり、事業所の所在地によっては大変な遠隔地となり、また開催時期は降雪による道路事情の悪化も予想されます。

講習会の年間計画は例年4月下旬にはホームページ等に掲載されますので、受講できる月日・場所を確認していただき、あらかじめ支部に連絡するなどして、前記①～③により年内に受講するようお願いいたします。

